

「清流の国 ぎふ」で、
東京圏からUIターンして、
起業する方、事業承継する方を
応援します！



岐阜県地域課題解決型 起業支援金

◆ 補助対象者 次の(1)、(2)いずれにも該当する方 (※1)

(1) 起業又は事業承継

岐阜県内において

- ・起業: 令和5年4月1日から令和5年12月31日までに、個人事業の開業届出又は株式会社等の設立を行い、その代表者として新たに事業を開始する方
- ・事業承継: 令和5年4月1日から令和5年12月31日までに、事業承継により個人事業主又は株式会社等の代表者となる方

(2) 移住

東京23区在住者又は通勤者で、岐阜県内への移住者

◆ 補助対象事業 (※1)

【新たに起業する場合】

岐阜県内で実施する地域の課題解決に資する社会的事業

(まちづくりの推進、過疎地域等活性化関連、買物弱者支援、地域交通支援 など)

【事業承継の場合】

Society5.0関連業種等の付加価値の高い産業分野において、事業承継により、岐阜県内で実施する地域課題の解決に資する社会的事業

◆ 補助対象経費

補助事業期間中に、補助事業実施のために必要となる経費

(人件費、店舗等借入費、設備費、原材料費、知的財産権等関連経費、謝金、旅費、マーケティング調査費、広報費、外注費、委託費)

補助金額 最大 200万円 (補助対象経費の2分の1以内)

公募期間 令和5年 5月22日(月) ～ 6月23日(金) [当日消印有効]

※1 補助要件(補助対象者、補助対象事業)に関する詳しい内容は裏面をご確認ください。

提出書類等詳細については、「募集要項」をご覧ください。

「募集要項」掲載ホームページ <https://www.gpc-gifu.or.jp/>

産経センター



岐阜県地域課題解決型創業支援事業事務局

公益財団法人 岐阜県産業経済振興センター 産業振興部総合支援課

電話: 058-277-1079 E-mail: sien@gpc-gifu.or.jp

本事業は、岐阜県からの補助金により実施します。(地方創生推進交付金交付対象事業)

「岐阜県地域課題解決型起業支援金」補助要件

1. 補助対象者

次に掲げる事項の全てに該当すること。

①【起業の場合】

令和5年4月1日以降補助事業完了日(最長令和5年12月31日)までに、個人事業の開業又は会社(会社法上の株式会社、合同会社、合名会社、合資会社)、企業組合、協業組合、特定非営利活動法人等の設立を行い、その代表者となる者であること。

【事業承継の場合】

令和5年4月1日以降補助事業完了日(最長令和5年12月31日)までに、事業承継により、個人事業主となる者又は株式会社等の代表者となる者。

② ①における会社及び個人事業主は、以下の定義に該当する中小企業者であること。

業種分類	定 義
製造業その他 ^(注1)	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人事業主
卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人事業主
小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人事業主
サービス業 ^(注2)	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人事業主

(注1)ゴム製品製造業(一部を除く)は資本金3億円以下又は従業員900人以下

(注2)旅館業は資本金5千万円以下又は従業員200人以下、ソフトウェア業・情報処理サービス業は資本金3億円以下又は従業員300人以下

③ 次のいずれかに該当する者(みなし大企業)でないこと。

(ア) 発行済株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者。

(イ) 発行済株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者。

(ウ) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者。

※大企業とは、上記②で定義する中小企業者以外の者であって、事業を営む者をいう。

ただし、中小企業投資育成株式会社法に規定する中小企業投資育成株式会社及び投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合は除く。

④ 法人の登記又は個人事業の開業の届出を岐阜県内で行う者。

⑤ 以下の移住等に関する要件を満たす者で、岐阜県内に居住していること、若しくは補助事業完了日までに岐阜県内に居住することを予定していること。

⑥【移住等に関する要件】

(ア) 移住元に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区に在住又は東京圏のうちの条件不利地域(※)以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと。
- 住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと。(ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3か月前までを当該1年の起算点とすることができる。)
- 東京圏に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、通学期間も本事業の移住元としての対象期間とすることができる。

※【一都三県の条件不利地域の市町村】

- ・**東京都**: 檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村
- ・**埼玉県**: 秩父市、飯能市、本庄市、ときがわ町、横瀬町、皆野町、小鹿野町、東秩父村、神川町
- ・**千葉県**: 館山市、旭市、勝浦市、鴨川市、富津市、いすみ市、南房総市、東庄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町
- ・**神奈川県**: 山北町、真鶴町、清川村

(イ) 移住先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- a 起業支援金の交付決定時において、転入後1年以内となる見込みであること。
 - b 転入先の岐阜県内市町村に、移住後5年以上、継続して居住する意思を有していること。
- ⑦ 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
- ⑧ 法令順守上の問題を抱えている者でないこと。
- ⑨ 申請を行う者又は設立される法人の役員が、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力との関係を有する者ではないこと。

2. 補助対象事業

【新たに起業する場合】

- ① 岐阜県における地域の課題の解決に資する社会的事業であり、次に掲げる事項の全てに該当すること。
- (ア) 地域社会が抱える課題の解決に資すること(社会性)
 - (イ) 提供するサービスの対価として得られる収益によって自律的な事業の継続が可能であること(事業性)
 - (ウ) 地域の課題に対し、当該地域における課題解決に資するサービスの供給が十分でないこと(必要性)
 - (エ) 起業又は事業承継をする者の生産性の向上・機会損失解消及び顧客の利便性の向上につながるデジタル技術を活用していること(デジタル技術の活用)
- ② 岐阜県内で実施する事業であること
- ③ 令和5年4月1日以降、補助事業期間完了日(最長令和5年12月31日)までに新たに起業する事業であること。
- ④ 公序良俗に反する事業でないこと。
- ⑤ 公的な資金の使途として社会通念上、不適切であると判断される事業(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条において規定する風俗営業等)でないこと。

【事業承継する場合】

Society5.0関連業種等の付加価値の高い産業分野※で、事業承継により実施する、地域課題の解決に資する社会的事業で、上記①～⑤の事項を全て満たすこと。

ただし、③については、次のとおりに読み替える。

- ③ 令和5年4月1日以降、補助事業期間完了日(最長令和5年12月31日)までに事業承継を経て新たに実施する事業であること。

※【Society5.0関連業種等の付加価値の高い産業分野】

IoT、ロボット、人工知能(AI)、ビッグデータといった社会の在り方に影響を及ぼす新たな技術を活用した事業を想定

起業支援金交付までの流れ

公募
開始

事務局へ
事業計画書
提出

審査

交付
決定

事業実施

実績
報告

確定
検査

支援金精算払

伴走支援

移住・起業者 インタビュー

◆ 岐阜市

QQ実験所

片山 輝さん 千鶴さん

山口県出身の片山輝さんと岐阜県岐阜市出身の片山千鶴さん。

二人とも、東京で暮らしの道具を扱う会社の卸部門で働いていましたが、いずれは二人で独立をしたいと思っていた頃、新型コロナウイルスの感染拡大の影響で東京での生活がとても窮屈に感じるようになり、地方移住を考えるようになりました。

ゆかりのあるどちらかの出身地に移住しようと考え話し合った結果、商売をするなら関東にも関西にも行きやすい岐阜県が良いとなり、東京の有楽町にある「ふるさと回帰センター 清流の国ぎふ 移住・交流情報センター」へ行き、相談や物件探しをされました。

そんな中、岐阜市でお店を経営している友人から店の向かいの物件が空いたと知らせがあり、見に行くとても良かったので即決。トータル約25年の東京生活を終え岐阜県岐阜市へ移住されました。



上：片山さんご夫婦
下：QQ実験所（店舗）



◆ 起業のきっかけは？

新型コロナウイルスの感染拡大で、仕事のあり方や自分たちの生活など色々なことに不安や疑問を感じて、会社から独立して自分たちで仕事を作っていく生き方をしたいなと思いはじめた頃、良いタイミングでお店ができる良い物件があったことが最大のきっかけでした。

また、岐阜市の柳ヶ瀬商店街で毎月行われるサンデービルディングマーケットなどのイベントや岐阜県内色々なところでマルシェなどが行われており、岐阜県外からも人が集まる場所が色々あり、その様なところに参加して宣伝していくことにより集客もしやすいのではないかと期待が大きかったです。



◆ どのような事業をされていますか？

鶺鴒いり有名な観光地である岐阜市の長良地区に小さなお店を構えています。岐阜や日本全国、世界各地の手工芸品や 日用品を集め地元客、観光客、両方が集い交流できる場を目指しています。

岐阜県内には、今のSDGs時代に求められる昔ながらの素晴らしい竹籠やざる等の手工芸品や小さな町工場で作られている日用品、昔から変わらない製法の薬草やお茶などを作られている方がまだまだたくさんいらっしゃいます。

素晴らしい商品があるのに販売するところが少なく、このような商品を作る職人も今では高齢化が進み、このままでは技術が途絶える可能性もあります。

東京で勤務していた会社は、日本や海外からこのような手仕事のものを集め、国内外に卸す仕事をしていたので、今までの経験を活かして岐阜のものや日本全国、海外のものまで、まだまだ残っている手仕事のものを探して販売しています。



◆ 活用された補助金は？

「岐阜県地域課題解決型起業支援金」と「移住支援金」です。移住支援金は申請しようと思っていたのですが、勉強不足で私たちの様な就職ではなく、起業する人達が、岐阜市の移住支援金を申請するには、県の地域課題解決型起業支援金の申請を通らないといけないと聞き、急いで準備を始めました。最初は、岐阜市のぎふメディアコスモスの中央図書館内にある岐阜県よろず支援拠点で相談し、その後、岐阜県産業経済振興センターで色々とお話を聞いていただき、なんとか申請することができ採択していただくことができました。お世話になった方々に感謝です。

◆ 移住・起業を検討されている方々へのアドバイス

できれば移住する前に県内の色々な市や町を見てまわり、自分に合う場所を探されると良いと思います。私たちが借りた場所は、もともと商店街だったので、近所の方にも新しく商売をするお店に抵抗がなく受け入れていただけました。支援金については、のんびりしすぎて、かなりギリギリのタイミングで申請をしたため、限られた時間で限られたことしかできませんでした。もっと早く計画を立ててやればよかったと思っています。

起業支援金の交付決定を受けた方は、移住支援金(単身者:60万円、世帯:100万円)を受給申請することができます。詳しくは、移住先市町村の担当窓口へご相談ください。